

施工条件の明示

工事番号 : 施浄修9第5号
 工 事 名 : 北船橋給水場船葛系配水ポンプ設備修繕工事
 工事場所 : 船橋市大穴北7-8-1 北船橋給水場内

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	1 同一施設内で施工される委託または工事と、工程調整等の協議を十分行い、工期内に完成に努めること。 2 機器および材料搬入時においても、他工事受注者と十分協議を行うこと。 3 施工時間帯は平日月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。万が一上記の時間外に作業が必要になった場合は、別途協議し当局の承諾を得たうえで実施すること。
施 工 関 係	本工事施工においては、稼働している給水場内での工事なので、既設設備に支障が生じないように、施工管理、品質管理、切替手順、現場管理、安全対策等を検討した施工計画書を提出すること。
用 地 関 係	1 現場事務所の設置が必要な場合は、設置期間及び設置場所について監督職員と協議するものとする。 2 周辺管理道路の機能を損なうことなく、最小限のスペースで資材及び作業管理を行うこと。
公 害 対 策 関 係	排出ガス対策型、低騒音及び低振動機器を使用すること。
安 全 対 策 関 係	1 現場においては、通常の安全管理の他、常に現場の状況に則した対応を講じるものとする。特に高所作業や重量物の移動等には、十分に安全を確保したうえ作業を行うこと。 2 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法等の関係法令に従って行い、常に整理整頓を行うとともに、危険箇所については標識類、防護柵等の安全対策をとり事故の防止に努めること
建設副産物関係	工事で発生する廃材の処分については、特記仕様書及び関係法規を遵守すること。
産業廃棄物関係	産業廃棄物の処分については、適切に処理を委託すること。
工事支障物件関係	特になし
そ の 他	1 給水場内において契約済みの受注者がいる場合は、工事関係者連絡会議に参加し、運営に協力すること。 2 給水場の運営に支障とならないこと。 3 作業員の体調管理について、施工環境等を考慮し必要な対策を行うこと。 4 工事用電力は原則、受注者にて発電機を設置して使用すること。検査、試運転調整等の工事に係る電力及び用水については当局の施設に支障のない範囲で支給する。